

# COTOHA Voice DX Basicサービス契約約款【現改比較表】 2023年8月4日現在

～2023年8月3日

2023年8月4日～

<p>第1条～第12条（略）</p> <p>（当社が行う本契約の解除）</p> <p>第13条（略）</p> <p>2 当社は、契約者が第16条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の本サービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないでその本契約を解除することがあります。</p> <p>3～4（略）</p> <p>第17条～第46条（略）</p> <p>別記（略）</p> <p>料金表</p> <p>通則（略）</p> <p>第1表 料金（付帯サービスの料金を除きます。）</p> <p style="padding-left: 20px;">第1 利用料金</p> <p style="padding-left: 40px;">1.適用（略）</p>	<p>第1条～第12条（略）</p> <p>（当社が行う本契約の解除）</p> <p>第13条（略）</p> <p>2 当社は、契約者が第16条第1項各号又は第2項の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の本サービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないでその本契約を解除することがあります。</p> <p>3～4（略）</p> <p>第17条～第46条（略）</p> <p>別記（略）</p> <p>料金表</p> <p>通則（略）</p> <p>第1表 料金（付帯サービスの料金を除きます。）</p> <p style="padding-left: 20px;">第1 利用料金</p> <p style="padding-left: 40px;">1.適用（略）</p>
--	---

## 2.料金額

### 2-1-1.サービス基本料（略）

### 2-1-2.加算料

区分	単位	料金額（円）
電話番号利用料	1の電話番号ごとに月額	300円（330円）
発信利用料	1回の通信60秒までごとに	100円（110円）
着信利用料	1回の通信60秒までごとに	50円（55円）
コール転送利用料 （携帯電話番号以外）	1回の通信60秒までごとに	8円（8.8円）
コール転送利用料 （携帯電話番号）	1回の通信60秒までごとに	20円（22円）

#### 備考

1. 当社は、発信用と着信用にそれぞれ電話番号を付与します。

2. [発信可能な電話番号は、株式会社 KDDI ウェブコミュニケーションズが Twilio 利用規約に基づき提供する「Twilio」サービスで定める提供条件と同じとします。](#)

3. [着信（着信した電話をコール転送する場合を含みます。）可能な電話番号は、Twilio Japan 合同会社が Twilio 利用規約に基づき提供する「Twilio」サービスで定める提供条件と同じとします。](#)

4. 本サービスにおける電話発着信は、当社の IP 通信網サービス契約約款の別冊（シェアード I P - P B X サービス）に規定する協定事業者に係る回線との通信に限り行うことができます。

## 2.料金額

### 2-1-1.サービス基本料（略）

### 2-1-2.加算料

区分	単位	料金額（円）
電話番号利用料	1の電話番号ごとに月額	300円（330円）
発信利用料	1回の通信60秒までごとに	100円（110円）
着信利用料	1回の通信60秒までごとに	50円（55円）
コール転送利用料 （携帯電話番号以外）	1回の通信60秒までごとに	8円（8.8円）
コール転送利用料 （携帯電話番号）	1回の通信60秒までごとに	20円（22円）

#### 備考

1. 当社は、発信用と着信用にそれぞれ電話番号を付与します。

2. [発信及び着信（着信した電話をコール転送する場合を含みます。）可能な電話番号は、Twilio Japan 合同会社が Twilio 利用規約に基づき提供する「Twilio」サービスで定める提供条件と同じとします。](#)

3. 本サービスにおける電話発着信は、当社の IP 通信網サービス契約約款の別冊（シェアード I P - P B X サービス）に規定する協定事業者に係る回線との通信に限り行うことができます。

<p><a href="#">5.</a> 発信用電話番号に着信した場合には、着信利用料は発生しません。</p> <p><a href="#">6.</a> 着信用電話番号へ着信した電話をコール転送する場合は、着信利用料に加えてコール転送利用料が加算されます。</p> <p>2-1-3. (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第2表 (略)</p>	<p><a href="#">4.</a> 発信用電話番号に着信した場合には、着信利用料は発生しません。</p> <p><a href="#">5.</a> 着信用電話番号へ着信した電話をコール転送する場合は、着信利用料に加えてコール転送利用料が加算されます。</p> <p>2-1-3. (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第2表 (略)</p>
	<p><a href="#">附則 (令和5年8月2日 C A S 3 第000400000199-01号)</a></p> <p><a href="#">この改正規定は、令和5年8月4日から実施します。</a></p>